

(5) 日傭勞務供給業關係

RH'-0019

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

P 440 /

昭和二一	一七六一	平	佐賀	四月二十三日	八二二	發	絡設
終連	設	營	部	長	三十日	着	
(警察無線經由)							
(聯合軍關係日雇勞務者ニ關スル件)							
聯合軍關係日雇勞務ノ供給ニ關シテハ勞務供給業竝ニ請負制ハ							
利用シ居ラス							
(了)							
配布先 文、電、次長、絡設部長、秘、絡設ノ庶、營、經							

記帳簿

0091

外務省

電信案	外務省
高二月一日付絡設ノニ普通合カ六七号ニ依 ル途駐軍周停日雇勞務者賃銀等ニ關スル件 ニ就キ未通報ノ向ハ至急待理出相願 度旨セテ依頼申進ス 本件通譯者 各都道府県長官 各府縣(支庁)長官(事務官)共同(事務官)	

0090

RH'-0019

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

24.4.0.1

總 番 號

七六〇一
七六七四

年 月 日

平 昭和二十一年五月三日 十六時十

分 主 絡 設

記帳簿

0893

都道府縣長官
終戰連絡地方事務局長

(委員會・出張所長)

終 連 總裁

合第一六〇號

四月十二日付終設營合第二一一號ニ關シ未退出ノ向ハ總司令部ヨリノ要求ニヨリ五月十五日迄必ズ報告アリ度

電信寫

24.4.0.1

昭和二十一 一八五六 平 高松 五月三日一五〇發 絡設
本省 五日〇九二〇着

吉 田 總 裁

前田事務局長?

(聯合軍關係日備勞務供給業に關する件?)

本報告の差異は解職の差異に依り勞務時間に報告の分は縣勤勞課にて取扱ひたる勞務賃銀は本報告に依られたし

尙今後兩者は一致せしむるに付諒知ありたし

(了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡祕、絡設庶、營、經

外 務 省

0892

RH'-0019

0050

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

PC.4.0.1

昭和二一 一八五七 平 新潟 五月四日一五〇發 絡設
本省 五日〇九二一着 新潟縣知事

營 部長
（聯合軍關係日備勞務供給業ニ關スル件）
合第一六〇號返

四月二十三日報告濟
配布先 文、電、絡設部長、絡祕、絡設庶、營、經

（了）

外務省

記録済

0094

電信寫

PC.4.0.1

昭和二一 一九一五 平 福島 五月四日一〇〇發 絡設
本省 六日 福島縣内務部長

終 連 次 長
（警察無線經由）

（漁駐重艦係日備勞務供給業ニ關スル件）

四月十二日附絡設營合第二一一號ニヨル報告ハ四月二十三日書類
提出濟ナリ、尙要旨左ノ通

本縣ニハ該營事項ナシ

配布先 文、會、電、次長、絡設部長、祕、絡設庶、營、經

外務省

記録済

0095

RH'-0019

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

244.0.1

昭和二一 一九〇一 平 久留米 五月六日 一〇時 發 絡設
吉田 總裁 七日 八時 着
第一七號 根道事務局長

(聯合軍關係日傭勞務供給業ニ關スル件)
貴電合第一六〇號ニ關シ
當事務局ハ勞務供給ニハ「タツチ」シ居ラザルニ付報告スベキモ
ノ無シ (了)
配布先 文、電、給設部長、給秘書、給設庶、營、經、次長

外務省

0096

電信寫

244.0.1

昭和二一 一九六〇 平 大分 五月六日 一五時 發 給設
本省 八日 一三時 着 大分縣内務部長

(警察無線經由)
(聯合軍關係日傭勞務供給業に關する件)
四月十二日附給設營合第二一〇號照會に關しては該當なき旨四
月二十二日報告済
尙二月一日附給四ノ二普通合第六七號は文書未着至急送付せら
れたし (了)
配布先 文、電、次長、給設部長、給秘書、給設庶、營、經

外務省

0097

RH'-0019

0062

電信寫

74401

昭和二十一年五月六日 甲府 五月六日 一六〇〇分發 絡設

設 營 部 長

山梨縣知事

(警察經由)

(聯合軍關係日傭勞務者供給業に關する件)

昭和二十一年五月四日附終連總裁發合第一六〇號電文に記載の四月十二日附絡設二合第二一一號當方未だ收受せざるに付至急該件を御通知相成度

配布先 文、電、次長、絡秘書、設庶、營、經

(了)

外務省

電信寫

74401

昭和二十一年五月六日 高松 五月六日 一三〇分發 絡設

吉 田 總 裁

前田事務局長

第二八號

(聯合軍關係日傭勞務者供給業に關する件)

廣電合第一六〇號に關し

本件報告は各縣より直接中央宛提出方手配

(了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

外務省

電信寫

P. 440 /

昭和二一 二〇一七 平 大阪 五月八日 一〇三二五 發 絡設
 本省 十日 一〇三〇 着

設 營 部 長 大阪府教育民生部長
 (警察無線經由)

(進駐軍關係日傭勞務供給業に關する件)
 貴會第一六〇號警照の終設營合第二一一號に關しては四月二十
 四日附第三四三號を以て報告済の通り該當なし諒知請ふ(了)
 配布先 絡設部長各課、秘、文、書

外務省

0899

電信寫

P. 440 /

昭和二一 一九九五 平 札幌 五月七日 一五〇〇 發 絡設
 本省 八日 二〇〇〇 着

設 營 部 長 北海道廳長官
 (至急)

(進駐軍關係日傭勞務供給業に關する件)
 四月十二日附絡設營合第二一一號に依り照會の件
 該當なし
 配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶
 絡設營、絡設經

(了)

外務省

0898

RH'-0019

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

P. 440.1

昭和二一 二〇〇八 平 立川 五月九日一三〇分發 絡設
本省 五月十日 九〇分着
吉田 總裁 梅川出張所長

第九號

(聯合軍關係日傭勞務供給業に關する件)
設營部長へ

五月四日附實電合第一六〇號に關し
當出張所管下には勞務請負業者なし

(丁)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

G100

記帳簿

電信寫

P. 440.1

昭和二一 二〇三七 平

德島 五月十日一四三五發 絡設
本省 十一日〇九三〇着

吉田 總裁

德島縣知事

(進駐軍關係勞務供給業に關する件)

四月十二日附終戰設營合第二一號並に四月十七日絡設營合第二
二六號に關しては何れにも該當なし (丁)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡祕、絡設庶、營、經

外務省

G101

RH'-0019

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

244.01

昭和二一 二〇八二 平 鹿屋 五月十一日一八一發 絡設
本省 十二月一日〇三着
吉 田 總 裁 會 木 出 張 所 長

第九四號 (至急)

(聯合軍關係日備勞務供給業に關する件)

貴電合第一六〇號に關し

關係公信當方未接到の爲熊本に問ひ合せたるに付報告延引悉縮な
るも十一日速達にて郵送す

配布先 文・電・次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

外 務 省

電信寫

244.01

昭和二一 二一二六 平 神戸 五月十五日二〇一〇發 絡設
本省 十四日 八五五着
設 營 部 長 兵庫縣内務部長

至急

(聯合軍關係日備勞務供給業に關する件)

四月十二日附絡設營第二一一號に關し回答の件

本件は殆んど中間的請負制に依存せる關係上急速排除極めて困
難にして本月十五日之が對策に關する會議開催成案を得て報告致
し度きにつき御承認を請ふ (了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、絡設營
絡設經

外 務 省

6402

RH'-0019



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

整へタル元、金銀的ニハ、日備勤労署独自
 立場ニ於テ獲得スル労務ハ、此旨無ニテ全
 面的ニ業者ニ依存シ居ル状態ナリ
 用ニ前記大業者トハ、難波組、佐々木組、大
 丸組、安藤組、厚木組及渋谷組ニテ、又之
 等業者ト最近ニ於ケル労務ノ割当日量
 並ニ供給実数（一例トシテ五月七日ノ分ヲ指
 シ）左ノ通り

公 信 案

外 務 省

0106

此実情ニ即シ由來、業者トハ、安場ニ依リ
 業者ヲ運管シ来タルガ、進駐軍同
 係労務ニ関シテハ、当地大業者ノ組織不
 足、厚木也巴労働組合（旧称厚木労務力
 源力会）中ニ於テ、業者個人ノ実績上稱
 賞トシテ考慮シタル労務ノ割当ニ依リ、日
 備勤労署カ一括シテ之ヲ進駐軍ニ供給
 スルノ方法ヲ採リ表面上ハ一元形勢ナリ

公 信 案

外 務 省

0105



公 信 案

外 務 省

二右之停止後、計畫及印換完了迄、期間
 二備勤労署ニ於テ、常務者ノ現場監理、
 金券ノ交付等事務ノ面ニ於テ、業者ノ
 介入ヲ、^係排除シ、アルニ、實質的ニ、何
 等ノ進展ナク、且備勤労署トモ、未ニ特ニ右
 ニ対応スル計畫ヲ持タザル模様ナリ

ワ

Q108

公 信 案

外 務 省

業者名	常務者	供給員数(五月七日)
難波組	三一三	三〇九
佐々木組	七四四	五七一
大丸組	一五八	一五六
安藤組	一一一	一一三
厚木組	四六	三六
浪谷組	九七	四三

尚業者ノ常務者ヨリ徴收スル年数料
 前合ハ、貸銀ノ一割ニ令別

Q107

RH'-0019

0069

然レ若近來当地已ニ於テハ曰儲蓄者ノ
質的底下ト思想的顯底ニ因リ作業能力
著シク減少シテ米國側ノ信用ヲ失墜スル
コト甚シキモノアリ。其ノ原因トシテハ食糧
ノ不足(一)組制度ノ影響(二)農業労働者ノ
轉去者ノ増加(三)貨銀ト物價トノ不均衡
(四)跋扈ノ心的影響(五)生活ノ不安定等
綫多ノ事情錯雜セルモノアルニ 其ノ實情ヲ

公 信 案 二

外 務 省

G109

是ルニホスレの支配ノ影響ト相俟テ米國側
ノ精神的弛緩ニ因リ既率ノ著シク低下カ
認テラレハヲ以テ此際何等カ根本的塞源
的ナル方策ヲ以テ此ノ難局ヲ打破スルニ必要
ヲ痛感シ痛感一名ヲ云ガ 對策ニ專念セシ
ヲ、アリ但在工作ハ些所ガ表面ニ止マレニ
非スレテ果シ内面的指導ニ依ルモノナリ

公 信 案 二

外 務 省

G110

RH'-0019



寫

厚木普第三八号

昭和二十一年五月十四日

終戦連絡厚木委員会

所長 今井重夫

終戦連絡厚木委員会
庶務部 宛

聯合軍団係日捕虜供養會宛

本件は四月十二日附東京信終戦會合第二一五ヲ以テ御照會、
趣了承依テ左ノ通ニ報告申進ス

一 清負刑状況

此日清負刑係日捕虜供養會宛に函送され有スル者ニ依り御上セシメ

終戦連絡厚木委員会

左ノ形ニシテ之ヲ無視スルコトハ紛争ヲ招クミナラズ現状ニ於テハ事實上
 於ては獲得困難ナリ厚木且清負刑係宛者モ此ノ間機微ナル交渉
 三 即チ日本赤十字會トシテハ協定條約ヲ遵守シ本シテハ非戦中
 厚木が協力力(金)ニ於テは在軍側ヲ求ムルが故に重要且重ニ基
 キ當面個々ニ交渉ト持達トシテ左ノ趣ニシテ交渉中ナリ且日捕
 虜供養會が持シテシテ在軍ニ供給スルノ法ヲ探り表面上ハ一元
 形態ニテ交渉スルモ實質的ニハ日捕虜供養會宛者ニ依存シ厚木が
 獲得スル必クは交渉中無ニシテ全(面)的ニ交渉スルハ能ハナリ
 前記ニ於テは日捕虜供養會トシテハ佐々木組 大丸組 安藤組 厚木組 及海谷組
 ニシテ又之等諸者自前近ニ於テハ日捕虜供養會宛者ニ依存シ厚木が
 トシテ五月二日分ヲ掲シ(右ノ通)

庶務部 宛
 終戦連絡厚木委員会
 庶務員 今井重夫 (五月七日)

終戦連絡厚木委員会



羅波組	三三三	三〇九
佐々木組	七四四	一五七一
大丸組	一五八	一五六
安藤組	一一一	一一三
厚木組	四六	三六
遊谷組	九七	四三

尚書省事務者ヨロ徴収スル于材料者合シ債銀割分ナリ
 二右廢止ノ爲メ計書及ハ切替了ラズ期間
 日債對券者ニ於テ券放棄者ノ理場監理金家ノ交付等事務、
 面ニ於テ業者介ハ除クニ排除シアルモ實質的ニ何等進展
 ナラ持テ右ニ對スル計書ヲ持テナラズ
 然レ兵近來當地ニ於テ日債券放棄者ノ質的底下ト巨額想込
 額發ニ因リ作業能力著シク減少シテ本國測信信用ヲ失墜スル

終戦連絡厚木委員會

コト基シテモテリ其ノ原因トシテハ食糧不足ニ由リテハ
其ノ結果動ノ轉者知ハシ債銀ト物價トハ切斷關係
心理的距離ハ生テハ切斷多ク事情錯雜トシテモ
此ノ切斷ヲ見ルニホシノ切斷ハ相俟テ多ク切斷者精神
的弛緩ニ因ル能ク者ニテハ切斷ヲ以テハ際河等ク
彼本能原ナルノ業ヲ以テハ切斷ヲ打破スルニ要ヲ願感
シ然レ各ノ切斷對策ニ専心セシメツテアリ但本工作ハ切斷所カ
ト切斷ハ切斷ニ非スニテ軍ニ切斷ハ切斷ニ依ルモノナリ

終戦連絡厚木委員會

電信寫

2440

號 番 線	八 七 六 三
號 番	平
昭 和 廿 一 年	五 月 十 六 日 一 八
時 四 五 分	
管 主	設

福岡縣知事

終連設管部長

(聯合軍關係日備勞務供給業に関する件)

本官宛貴信二一外第一一六號に關し

一〇日如何なる意味なりや御同電願ひ度

記帳済

電信寫

2440

昭和二一 二一九〇 平 宮崎 五月十六日 八〇八號 絡設
 本省 十六日 一〇〇〇 着
 宮崎縣知事

(聯合軍關係日備勞務供給業に関する件)

四月十二日附絡設管第二一一號文書未着に付照會送付ありたし

(了)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、管、經

一 四月十三日交付

一 四月十五日着送情(連達便)

(備考先各別送付長官及各送付連絡)

事務局長 署名

一 設管部送付済 本日付送付 由信

外 務 省

記帳済

RH'-0019

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

信用執務用		
主信	2	1
附	乙	丙
屬	丁	
備考	P. 4401	

大急

文書課發送日	昭和廿一年五月拾七日	文書課長
主信	普通密	主任
受信人	山梨縣知事	昭和廿一年五月拾七日
先付送寫		附屬
件名	聯合軍日備勞務供給事業に關する件	正校(原稿)
發信人	山梨縣知事	昭和廿一年五月拾七日
記帳簿		別紙
名件錄記		215.17
名信發	山梨縣知事	秘書

19-16

電信寫

24401

線番	八八八三
符號	平
日期	昭和二十一年五月十七日
時刻	一六時〇〇分
管主	設

石川縣知事

(聯合軍日備勞務供給事業に關する件)

終連設營部長

本官宛貴信收涉第二三一號に關し
本調査の對象は純然たる勞務供給業者にして工事請負は含み居ら
ざるに依り貴縣白雲樓設營工事請負は除外さる

記帳簿

RH'-0019

0074

電信寫

P. 440.1

外務省

昭和二一 二四五七 平 仙臺 五月二十二日 四二二發 絡設
本省 二十二日 一六二七着

總裁 官城縣知事

(警察無線經由)

(進駐軍勞務者供給業者に関する件)

四月十二日附絡設管第二一一號に關しては既に報告したるも本

縣は三月一日以降勤勞者登録者に切替へ供給業者は該常なし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

記帳済

0113

電信寫

P. 440.1

號番地 九〇四四
九〇五六
號符 平昭和廿一年五月廿一日 一時一五分 絡設
主

東京、神奈川、長野、栃木、
茨城、福神、奈良、鹿兒島、
山口、佐賀、長崎、宮崎、宮城
各縣知事

大至急

(聯合軍關係日僱勞務供給業者に関する件)

四月十二日附絡設管第二一一號に關しては五月三日電報を以つて至急御報告相成度旨御依頼に及び僱も貴縣よりは未だに報告なく總司令部への提出期日も過ぎ困却致し居る次第に付折返へり大至急御報告相成度

絡連線兼

記帳済

0112

RH'-0019

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

p 4.4.0.1

昭和二一 二四〇八 平 水戸 五月二十二日 二〇〇七 發 續設
本省 二十三日 一〇〇五 着

茨城縣知事

(聯合軍關係日備勞務供給に關する件)

四月十二日附絡設管合第二一號にて照會の件に關し
該管なき旨五月九日「キンニウ」の四號を以て回答済 (丁)
配布先 文、電、絡設部長、絡設管

0114 記帳済

外務省

電信寫

p 4.4.0.1

昭和二一 二三九五 平 鹿兒島 五月二十二日 一六一〇 發 絡設
本省 二十三日 九一〇 着
吉田 總裁
鹿兒島 縣

(聯合軍日備勞務供給業に關する件)

絡設管合第二一號返

請負なし

賃銀關係二月十二日發送済

右は四月二十六日打電せり

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設の庶、管、經

(丁)

0115 記帳済

外務省

RH'-0019

0076

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

2440.1

昭和二一 二五八 平 五月二十二日 本署 二十五日 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

（陸軍省）
（聯合軍關係日備務供給員制に関する件）
四月十二日陸軍省令第二一一號聯合軍關係日備務供給員制に関する件本縣にては従前より購買制に依らざる為該省なし
配布先 文、電、給設部長、秘書、給設庶、管、課
（了）

外務省

記帳済 0116

電信寫

2440.1

昭和二一 二五六五 平 五月二十二日 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
吉田 總裁 木村出張所長

（聯合軍關係日備務供給員制に関する件）
給設部長
給設省令第二一一號に關し
滋賀縣の分は本縣連絡事務局長發賣部長宛五月九日附備第一〇八號報告御覽願ひたし（了）
配布先 文、電、次長、給設部長、給秘、給設庶、管、經

外務省

記帳済

RH'-0019



電信寫

p440.1

昭和二一 二四四一 平 宮崎 五月二十三日一五一〇發 給設
 本省 二十四日一六五〇着

吉田總裁 官崎縣内務部長

(聯合重鑛係日備勞務供給業に關する件)

四月十二日附絡設營合第二一號通牒に關し

聯合重鑛係日備勞務供給業に關する件該當なし(了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

記帳簿

0118

外務省

電信寫

p440.1

(聯合重鑛係日備勞務供給業に關する件)

本件に關しては既に御報告を頂きたるも貴縣の分に關しては總司令部より二十五日朝再度説明方要求せられ居るに付ては拙信第一一號記載調査事項御面倒乍ら詳細に且前記事情あり違ひも二十四日午後迄に當方に到着する如く再度電報相成度

尙特に廢止困難なる理由及び切換への見込等に付明記願ひ度

(大至急)

東京、神奈川、和歌山
 兵庫、熊本各縣知事

終戦連絡中央事務局總裁

總番号 九一三七
 九一三三

記帳簿

昭和廿一年五月二十二日 四時四〇分

主 管 絡設

記帳簿

0117

RH'-0019

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records National Archives of Japan

電信寫

p. 440. 2

昭和二一 二四二四 平 水戸 五月二十三日 八〇七號

吉田 徳 敬 兼城縣知事

(急 命)

(聯合軍關係日捕勞務供給業に關する件)

四月十二日附給發會第二一一號にて照會の件に關しては昨當な
き旨五月九日附勅收第二三號を以つて回答す

配布先 次長、總務、海防、海軍、陸軍、海軍、文、電

記帳済

0119

外務省

電信寫

p. 440. 1

昭和二一 二四二二 平 蘆屋 五月二十三日 發

吉田 徳 敬

兵庫縣知事

(至急)

(勞務供給業排除に關する件)

勞務供給業排除に關する件次の通り回答す

縣下に於ける漢出勞務者の數一日約一萬五千に上り漢者數約五
〇を數ふる實情なるが右の爲の勞務配置、不正防止、勞務状況、
把邊等の爲には到底現在の勤勞署のみを以ては不可能にして特
の組織ある職者たる業者を活用するに非ざれば聯合軍の要求に
する事困難となり又資金支拂切實の配給事務も現在の勤勞署の
のみにては處理し難く勤勞署の増設を必要とするも之が急遽實現
亦困難なり然れ共現状を以て満足するに非ず且聯合軍の指令の違
もあるを以て今回之を切替へる事とし過日協定)の結果請今勞務

記帳済

0120

外務省

RH'-0019

0079

電信寫

共済者は之を一丸と爲し、進駐軍労働協會を設立し此の協會をして
労働供出の箇に當らしむると共に中間搾取の弊害及誤解を避くる
爲事業及收買の公明化を計る事とし問題の斡旋手数料を以て福利
厚生事業を行ひ總會を協會員たる業者に配分するものとし六月一
日より之を實施の事に決定せり(了)
配布先 文、電、建、練、練、次長、絡設、絡設部長、絡秘、絡設
營、經

外務省

0121

電信寫

p440/

昭和二一 二五二三 平 佐賀 五月廿三日一、〇九發 絡設
本省 廿五日二〇、四六着
設 營 部 長 佐賀縣知事
至急(警察無線經由)
(聯合軍關係日備勞務供給請負制に關する件)
電照に係る四月十二日附絡設營合第二一一號に關しては四月二十
三日該當なき旨無電にて電報す (了)
配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡庶、營、經

外務省

0122



公 信 案												14 22 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

0125

RH'-0019

0082

陸軍省事務官及

發業第三九號

昭和二十一年六月六日

厚生省

勤務局業務課長

寫

秘

各廳府縣教育民生(内務)部長
東京都民生局勤務部長 殿

進駐軍関係労務の供出に當り労務供給業者の
介在を排除せる後の措置に関する件

聯合國軍進駐部隊の要求に依つて労務者を供出する際
には従来主として労務供給業者が介在して居つたので
あるが政府に於ては先般之を全面的に排除することとな
り本年三月六日附勤發第一三八號を以て厚生省勤務局
長より関係地方長官宛に其の旨通達して置いたので各位

は其の後夫々適宜の處置を講じて居らるゝものと推察
さるるが政府は今般更に之を徹底せしむることとなり
之に關係する予算的措置も内定したので近く別に確定
要綱を示す筈であるが未だ何等の措置も講じてゐない向は
一應別紙措置要綱案に基いて速急に準備措置を講ぜ
られたい

尚此の事に付ては近く聯合國軍最高司令部から指令
の出る事が予想されるので念。為申添へて置く

0126

RH'-0019

0083

(別紙)

進駐軍関係労務の供出に當り労務供給業者の介在を排除せる後の措置要綱 (案)

方針

今後聯合國軍の進駐に伴ひ文等進駐部隊の設営等に供出すべき労務の確保は我國に負荷せらるる重大なる責務なるに鑑み従来労務の供出に當り特殊的存在たりし労務供給業者は全面的に其の介在を排除し之が対策として日僑勤労者の整備拡充を図ると共に所要労務の確保に必要とする福利厚生事業を急速に実施するものとす

措置

- 一 必要に應じ日僑勤労署(勤労署を含む以下同じ)の職員(嘱託)定員を増員するものとす
- 二 必要と認むる日僑勤労署に通知を配属するものとす
- 三 必要と認むる日僑勤労署に従来労務供給業者の支配下に在りたるワカアマンを無給嘱託として配属するものとす
- 四 労務者の賃金及び労務扶助料の支拂に關する事務は日僑勤労署に於て行ふものとす
- 五 必要に應じ日僑勤労署長を資金前渡官吏とし労務者に支拂ふべき賃金を前渡するものとす
- 六 作業上の都合に依り當日不就労となつたる労務者に対しては不就労手帳を支給するものとす
- 七 進駐軍関係労務者は總て日僑勤労署に登録し就労手帳を所持せしむるものとす
- 八 必要と認むる日僑勤労署に厚生課(又は係)を設くるものとす
- 九 厚生課(又は係)は物資の配給、宿泊所、診療所、食堂、浴場、理髮場賣店等を経営し労務者の福利厚生事業を行ふものとす
- 十 厚生課(又は係)は作業に必要なる各種機械(トラック、荷車、シヤベル等)を常時備付け労務者の使用に供するものとす
- 十一 國は日僑勤労署に於ける労務者の賃金及び労務扶助料支拂等に要する諸経費又通知の配属に伴ふ経費並に厚生課(又は係)の行ふ事業の所要経費を一般會計より支出し日僑勤労署の無給嘱託たるワカアマンの給与労務者の不就労手帳に

0127



電信寫

P4401

秘

昭和二十一年 三月六日 午後 島根 七月 五日 一三三〇 發 絡設

島根縣知事

吉田總裁
(警察無線經由)

(進駐軍關係勞務供給業者に關する件)
合第三三號無電照に係る供給業者本縣に該當無し
配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設の庶、管、經

8129

輸送費假集合所(箱番等)の施設費の保有(各種資材の購入等は借上り)に
要する経費を終戦處理費より支出するものとする
及(昭和二十一年)又(併)
主、聯合國軍最高司令部に対し勞務供出次第の切替に伴ふ當分の間供出能力の低下を
免れざる旨の了解を求むると共に管下各部隊に対し命令を以て其の趣旨の徹底を
図る如く要請するものとする

0128

RH'-0019

0085



厚連 叙第 一八二 號

昭和廿二年七月十三日

終戦連絡中央事務局

厚木出陣長 今井重夫

終戦連絡中央事務局

吉田 總裁 殿

進駐軍労務供給業排除に

伴の措置に關する件

聯合軍閥係日僱労務の供給に關しては國の機関たる勤
勞署が之に當るべきであるにも不拘今尚全面的に労務供給業
者に依存し居る実情は五月十四日附厚連普第一三八号拙
信を以て所報告の通りであるが其後本件に關し六月十八日終

終戦連絡厚木委員會

14/3/10
終戦連絡
厚連普第一三八号

0131

0130

2

設営合第三八二号貴信を以て政府として之が全面的排除の方
針の下に更に徹底せしめらるる旨の内示があつたので従来共四月
十二日附終設営合第二二号貴信を以て所指示の線に沿ひ之
が対策を練りつゝあつたが何分にも永年に渉り封建的根を下ろ
せる業者を排除することは容易あらざる業で相当慎重に事を運
ばざるに於ては不慮の結果を来す虞あるを以て之の点篤と考慮の
末漸進主義をとり七月九日附厚連普第一七八号才二項の如き
P.U 勤勞團を組織せしめ以て労務者の雙的向上及自覚を促し
勞務組合組織の機運を醸成せしめんとした(目下のところ四月
廿二日附厚連普才二二三号を以て既報の如き厚木基地工作
労働組合のありのみ)

次に本向題は基地労務官と緊密なる連絡の下にスタッフをとるの
要あるを認め客月廿五日夜本官々舎に基地司令部 S2 及 C.A. 十

終戦連絡厚木委員會

官たるラリスメドー少尉の来訪を求め労働問題に關し會談をやり
つたが業者排除の英に付ては、^{S.H.Q.}より通達があったがその時期に付
ては單に近き將來全面的に断行せらるべきであらうが今ところ何時指
令が発せらるかは分らぬが、際は一時教に於て減少を来すことある
も止むを得まいと述へ

次に貸銀支拂方法に關し従来は一般日傭労働者の貸銀は
業者代表に一括支拂の方法を採つて来たのであるが、この方法では
^{working party}がやられる懸念が充分認められる仍てこの方法を廢して勞
務者各個に對し個別的支拂をせよと即ち各自の労働日
数を米側係官の証明に基き手数料及税金を含めた貸銀を
直接に支拂い労働者自身より業者に手数料を収めらるる方法
で教習係官各業者の代表を立會せしめて行ふといふのである
その目的とするところは過渡期に於ける民主的方法の採用業者

終戦連絡厚木委員會

0133

0132

の採取排除、労働者の悪徳防止にあり着いては業者の在外排除の
方向に一歩進めることである
然るに之が実施には相手は日傭労働者にして定着性なく就労
場所も随時変更され勝てて相当困難を伴ふ旨を^{懸念}述べたなるも
米側も極力支援をせよに付強りされ度き旨主張して譲らざる
所として懸念に結構あるに付敢て難色を示すに於て却つて
疑念を持たしめる懸念もあり内諾を與へた次第である、又この際
業者の手教料を現行の割五分を二分乃至三分に引下ぐるを適
当とする意見の同陳があつたが本件は厚生省が決めたる処であり
この意見を覆した上であつては確答し得ない旨述べて置いた
尚、貸銀の個人支拂に付ては目下実施準備中である
前回の基地労働官の主張で見うごとく如く労働供給業者排
除の方向に基地米軍側に於ては相当熱意を持つに至れりとも共

終戦連絡厚木委員會

に業者は於ても斯かる大勢の動きは新聞等に依り察知し来
 いた模様には受ける際六月十八日附給設営第三八号貴信
 の接到を見たところの際寧ろ各業者に政府の意圖を明示し以て
 業者の憶測、疑心を一掃し大勢の赴くところ止むべきを納得せしめ腹
 を決めさせると共に之が切替の際田満る遂りを期すに如何すと認
 め本七月五日日本官舎に日備勤労署幹部と共に当地区六六
 業者たる難波佐々木安旅大丸厚木波谷の各組代表者幹
 部各一名を招致し本官よりG.H.Oの意旨及之に伴ふ政府の措置案
 を内示し推移を卒直に述べ従来親分子分の長所美点は充
 分認めらるるも封建的なる制度其のものが現下の^{自立的指導精神を以て}大勢の流転には所
 詮抗し得ざる所以を^詳説明致したる処各業者より種々意見
 の冗陳があつたが主としてを^詳述べたは大丸組社長進駐當時毅然
 国家的見地より獲得を度外視し尤ゆる困難を克服する覚悟あり

終戦連絡厚木委員会

0134

中労務者を供出し今日に至つたが過去の労苦を思ふと感懐
 無量のものあり然るに政府の大方針とあつたは之を止むるは唯
 東日本獨特の仁義の美長所が総司令部に理解されざるは遺憾
 である

また難波組副社長難波大助

「労務者供給には組として大丸の差こそあれ相当の犠牲を拂ひ居る
 実情にあり」

一 新田の融通の困難即ち技能者には基準以上の賃金を支拂
 ばざれば突発集まりぬ又前拂もやほあけれはさうぬこともある

二 運送上の援助即ち当地の地理的情况よりトラックにて運送し
 易ければさうぬことが多い

三 災害扶助即ち入院料の全額支拂、普現物の支給自当り約
 半額支拂等もかくて居る

終戦連絡厚木委員会

0135



生活資金の融通、親分子分の関係より場合により面倒を見
 てやることが多い。
 等を挙げ、当地の如き特殊事情に於ては多大の犠牲を拂
 つて迄協力し来つたものである。然し斯くもつてはその時期至れば政府
 の方針に従ふと共に今後共請負業者として側面よりの協力援
 助を惜しまぬ。
 右の外全度制定された労働組合法に關する質疑應答あり、組
 り組合への改組問題に付ては実質的に不可能であるも自主的労働
 組合と請負業者との結付に付ては研究の余地あるべきを述べて
 置した。
 斯くて各組代表との懇談會も和氣に満ちた空気のうちに散會
 した。是に依つて見らるゝ如く当地に關しは何等諒解摩擦等
 ありと切替を遂げし得るものと察知された次第である。

終戦連絡厚木委員會

0136

尚労働供給一本で来た佐々木組、波谷組は漸次土木請負の方
 面に轉向の意図を有し居り、其他の組は主力が請負業者なる為左
 したる打撃は受け難い様である。
 以上の様は次第で先手を打つて当所より卒直に膝を交へて懇談の
 結果充分了解を認め切替の時機至ればその方法に於て慎重且計
 画的なる準備を以てすべきは当基地に關する限り円満遂行し得るや
 見透がつかないものである。たゞ懸念なきは、急務署の現況が余りにも無
 力にて果して之が重責を擔ひ得るやを疑はしむるものがある。此の際勤
 労署を人的にも物的にも強化擴充すること最も最急と認めらる。

本信送附先——終戦連絡中央事務局総裁
 横濱終戦事務局長

終戦連絡厚木委員會

0137



電信寫

P44.0.1

昭和二十一年十月十一日 山口 十月十一日 一六四〇 發 絡設
 本省 十月十二日 九四三 着

設 營 部 長 山 口 縣

(一日浦勞務供給業者廢止時期の件)

電照の日浦勞務供給業者廢止の時期は厚生省より何分の指示ある
 見込につき時期不明

配布先 文、電、次長、給設、秘書、庶、管、經

(了)

記録不要

0199

電信寫

P44.0.1

秘

廣島、山口、奈良各縣知事 設 營 部 長

(至急)

(本ス制度廢止に關する件)

貴縣における日浦勞務供給業者廢止時期未至急御報告請

番 號	二一三六六	符 號	平	昭 和 廿 一 年 十 月 九 日 一 五 時 三 〇 分 發 送	主 絡 設
番 號	二一三六七	符 號			
番 號	二一三六八	符 號			

記録済

G198

電信寫

74601

昭和二十一年六月八日

設管部長

(ボス制廃止に關する件)

進駐軍關係日僑勞務供給業者排除實施期日七月二十日

配布先 文、電、次長、給設部長、給設課、給設庶、管、給

大津 十月十四日 二五〇發 給設
本省 十五日 一五二〇着

滋賀縣知事

不詳記

外務省

G141

電信寫

74601

秘

總 番 號
〇〇
二二
一五
六〇
九五
符 號
平
昭 和 廿 一 年 十 月 十 二 日 一 四 時 一 〇 分
主 管
給 設

長野、千葉、滋賀、和歌山、静岡、
兵庫、廣島、福岡、長崎、熊本、
宮城、秋田、新潟、青森、北海道、
以上十五道縣長官

終連設管部長

合第四四五號(至急)

(ボス制度廢止期日の件)

實際における進駐軍關係日僑勞務供給業者排除實施期日總司令
部への報告もあり大至急御回電請上。

G140

RH'-0019

0091

電信寫

2440/

昭和二一 六八三七 平 仙台 十月十四日 午後二時七分 發 締設
 本省 十五日 午後六時 着

設設部長
 (選駐車關係勞務者ボス排除に關する件)
 宮城縣知事

選駐車關係日需勞務供給者は本年二月末限り排除す (了)
 内 配布先 文、電、次長、締設部長、締秘書、締設庶、管、邦

外務省

0143

電信寫

2440/

昭和二一 六八三九 平 靜岡 十月十四日 午後二時二分 發 締設
 本省 十五日 午後四時 着

設設部長
 (ボス制度廢止期日の件)
 靜岡縣知事

合第四四五號をもつて電照の選駐車勞務供給業者は一月三十一日をもつて廢止せり (了)
 配布先 文、電、次長、締設部長、締秘書、締設庶、管、經

外務省

0142

RH'-0019

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

74401

昭和二十一年六月二十五日

新潟 十月十四日 一六三〇發

記録簿

外務省

0145

設 営 部 長

(注意)

(ホス制度廢止期日の件)

貴電合第四四五號に關し

二十一年三月三十一日限り中止せしむ

(了)

配布先 文、電、次長、総設部長、絡秘、絡設庶、營、經

電信寫

74401

昭和二十一年六月二十三 平

福岡 十月十四日 一六四三發

不承認

外務省

0144

設 営 部 長

(ホス制度廢止期日の件)

本縣における遊歴軍關係日僱勞務供給業者の廢止は九月一日より
しかし小倉地區においては八月十六日より(電)此

(了)

配布先 文、電、次長、総設部長、絡秘、絡設庶、營、經

RH'-0019

0093

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

p4401

昭和二十一 六八五八 平 青森 十月十五日一六三三發 絡設
 本省 十六日〇九五五着

至急 設 營 部 長 青森縣内務部長

(ホス制度廢止期日の件)

合第四四五號をもつて照會の供給業者廢除實施については該當
 事項なし

配布先 文、電、次長、絡設部長、秘書、絡設庶、營、經

(了)

不要記

外務省

G147

電信寫

p4401

昭和二十一 六八一六 平 熊本 十月十四日一四三〇發 絡設
 本省 十五日〇八四三着

設 營 部 長 熊本縣知事

(至急)

(ホス制度廢止期日の件)

費電合第四四五號に關し

本縣における進駐軍關係日僱勞務日給業者排除七月一日より實
 施せり(了)

配布先 文、電、次長、絡設、絡秘書、絡設庶、營、經

不要記

外務省

G148



電信寫

24401

昭和二十一年十月十五日
 北海道 十月十五日
 十六日
 設 署 部 長
 (ホス制度廢止期日の件)
 郵政の進駐軍關係日傭勞務供給業者排除實施期日(昭和二十一年一月一日なり)了)
 配布先 文、電、次長、給秘、給設部課

不詳記

外務省

0149

電信寫

24401

昭和二十一年十月十五日
 和歌山 十月十五日
 十六日
 設 署 部 長
 (ホス制度廢止期日の件)
 合第四四五號同答七月一日
 本信配布先 文、電、次長、給設部長、給秘書、給設庶、營、
 經 (了)

不詳記

外務省

0148

RH'-0019

0095

電信寫

04401

昭和一一 六九三〇 平 長野 十月十八日一七二七號 絡設
本省 十九日 九〇〇着
設 營 部 長 長野縣知事

(ボス制度排除に關する件)

合第四四四號電信照會の進駐軍日傭勞務供給業者排除實施期日五
月一日
配布先 文、電、次長、絡設部長、絡祕書、絡設部、營、經

不要記

外務省

0158

電信寫

04401

昭和一一 六八九〇 平 秋田 十月十六日、〇四九號 絡設
本省 十七日二〇一七着
設 營 部 長 秋田縣知事
(ボス制度廢止期日の件)
電台第四四五號に關し
四月十三日併除せり
配布先 文、電、次長、絡設部長、絡祕、絡設の庶、營、經

(了)

不要記

外務省

0152

電信寫

94.8.07

昭和二十一年七月二十七日

長崎十月二十二日一六〇〇分發
本省二十三日一〇三分着

設 營 部 長

(ボス制度廢止期間の件)

長崎縣知事

貴電合第四四五號電照の件排除實施期日大村地區七月十六日、
佐世保地區九月一日完了す

配布先 文、電、次長、絡設部長、秘書、絡設の庶、營、經

記帳不
外務省

0155

電信寫

PA401

外機密

總 番 號
二二一九四

符 號
平

昭和二十一年十月廿一日 一五時一五分

主 管
絡設

長崎縣知事 終 連 設 營 部 長
大至急

(ボス制度廢止期日の件)

十月十二日附拙電第四四五號をもつて照會した貴縣における進駐
軍關係日傭勞務供給業者排除實施期日大至急御問電請ふ

不
記

0154

電信寫

2440

昭和二十一年七月廿六日 長崎 十月廿六日 一六〇〇發 絡設
廿七日 一三三三着

設 營 課 長
（進駐軍關係日備勞務供給業者排除に關する件）
進駐軍關係日備勞務供給業者排除實施ジツオ村地區七月十六日佐
世保地區、九月一日完了す
（了）
配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

0158

秘

電信寫

2242

總 番 號
〇二三一六二
符 號
平
昭 和 二 十 一 年 一 〇 月 二 八 日 一 六 時 二 〇 分
主 管
設

山口縣知事
終 連 設 營 部 長
進駐軍關係日備勞務供給業者排除實施の
期日に關する件
貴縣に於ける進駐軍關係日備勞務供給業者排除實施期日大至急御
報告願ひ度す。

不要記

0157

RH'-0019

0099

電信寫

秘

74401

總 番 號

二三八五二

符 號

平

昭和二十一年十一月二日 一五時〇分

主 管 絡 設

山口縣知事

總 連 設 營 課 長

(至 急)

(「ボス」制度廢止の時期に關する件)

十月二十八日附を以て御照會致した貴縣に於ける進駐軍關係日備
勞務供給業者排除實施期日大至急御報告乞ふ

電信寫

74401

昭和二十一年十一月二日 一五時〇分 發 絡 設

設 營 部 長

山口縣知事

(進駐軍關係日備勞務供給業者排除實施の
期日に關する件)

進駐軍關係日備勞務供給業者は當初より利用しをらず

(了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

外 務 省

0158

RH'-0019



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

H 3.1.01

昭和二十二年四月五日 吳 五月三日 〇三〇 着 絡設
設 管 部 長
第七五号 服部事務局長

（港運会社のボス排除問題協議に関する件）
加藤連絡官、廣島縣民政部長及び勤勞課長とともに港運会社のボス
排除問題協議のため五日出発す

配布先、文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡総総、絡設総、
業、経

外務省

0159

外機密

電信寫

24244

總 番 号 二四二四四
符 号 平
昭和二十一年十一月 七日 一五 時二〇分
主 管 絡設管

山口縣知事

終連設管部長

（ボス制度廢止の時期に関する件）

再三御依頼した貴縣における進駐軍關係日備勞務供給業者排除
實施の時期總司令部への報告進延するにつき大至急御報告乞ふ

（丁）

不要記



(分類 H/3/0/1)

臨時部
臨時部

電 信 案	吳地 區に おけ る 勞務 供給 業 者 の 措 置 の 件 件 名 宛 吳 事 務 局 長 發 設 営 部 長 記 録 件 名 發 設 営 部 長	電 送 第 一 號	暗 送 第 一 號	昭 和 三 年 五 月 八 日 發 時 分 發 時 分 發 14 時 0 分	主 管 設 営 部 長	任 務 課 長	電 信 課 長	發 電 係
		件 名 宛 吳 地 區 に お け る 勞 務 供 給 業 者 の 措 置 の 件 件 名 宛 吳 事 務 局 長 發 設 営 部 長 記 録 件 名 發 設 営 部 長	昭 和 三 年 五 月 八 日 發 時 分 發 時 分 發 14 時 0 分	主 管 設 営 部 長	任 務 課 長	電 信 課 長	發 電 係	

吳地
區に
おけ
る
勞務
供給
業
者
の
措
置
の
件
件
名
宛
吳
事
務
局
長
發
設
営
部
長
記
録
件
名
發
設
営
部
長

件
名
宛
吳
地
區
に
お
け
る
勞
務
供
給
業
者
の
措
置
の
件
件
名
宛
吳
事
務
局
長
發
設
営
部
長
記
録
件
名
發
設
営
部
長

昭
和
三
年
五
月
八
日
發
時
分
發
時
分
發
14
時
0
分

記
帳
済



0160

RH'-0019



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan